

番 号 : 131150

国 名 : ラオス

担当部署 : 農村開発部水田地帯第一課

案件名 : 有機農業推進プロジェクト (有機農業・市場調査)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 有機農業・市場調査
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2014年1月中旬から2014年3月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.50M/M、現地 1.50M/M、合計 2.00M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地調査期間	整理期間
5日	45日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 12月11日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) へ電子データの提出、
または、調達部受付 (JICA本部1F) への書類の提出。

※2013年10月2日以降の公示案件(業務実施契約(単独型)のみ)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を試行導入します。提出方法等詳細については、JICA ホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ)をご覧ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針 :
 - ①業務の基本方針 18点
 - ③当該業務実施上のバックアップ体制 2点
 - (2) 業務従事者の経験能力等 :
 - ①類似業務^注の経験 40点
 - ②対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	営農実態および農産物マーケティングに係る各種業務
対象国／類似地域	ラオス／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ラオス農林省は、「農業開発戦略2011-2020」（以下「農業開発戦略」）において、経済、社会及び生態学的次元での全体的な概念に基づく、農業、森林、自然資源管理および農村開発に係る持続的な開発を目指し、「第7次国家社会経済開発五か年計画（2011-2015年）」（以下「第7次五か年計画」）の下、①食糧安全保障、②商品作物の生産増加及び付加価値化、③持続的な生産体系の拡大、④持続的な森林経営を目標に掲げている。このうち、「②商品作物の生産増加及び付加価値化」については、小規模農家の組織化と民間企業との連携を通じた国内・海外市場向けの作物生産を目指しており、特に海外市場向けの作物の国際的規格に則った生産を促進する必要性が強調されている。

ラオスでは、これまで農薬の使用頻度や農薬の残留程度が極めて少なく、こうした慣行農業それ自体が有機農業に近似しているということから、商品作物生産としての有機農業は高いポテンシャルがあると考えられている。ビエンチャン特別市においては、現在、市内2か所の臨時施設で定期的な有機農産物(ほとんどが野菜)の販売が実施されているが、有機農産物の販売はラオスにおける農産物の全生産量からすればごくわずかであり、需要に供給が追いつかないと言われている。この一方で、ビエンチャン特別市の有機野菜については、上記臨時販売施設以外での販売ルートがほとんど確保されていないというアンバランスも存在する。また、国の政策面においても、有機農業推進は重要施策とはされているものの、普及のためのより具体的なプランは作成されていない。農林省は2005年にNGOとの協調により、「有機農業基準に関するラオス国農林大臣決定」を策定し、2006年から同ラオス有機農業基準が施行されているが、認証・検査を担う農業局規格課（以下「規格課」）の職員全10人のうち実際にラオス有機認証に沿った認証・検査を行える人材は半数程度にすぎず、認証・検査の手続きに約半年を要するなど、認証・検査は十分機能していない。生産者レベルでは、首都ビエンチャンでラオス有機認証を受けた農家組織は28か所に上るものの、一部の有機生産者の品質管理に課題があるとされるほか、農家組織内での有機栽培ルールの遵守や行政からの技術指導の不足、国内の市場までの輸送や流通の問題により、市場の要望に沿った生産や民間企業との連携は十分行われていない。

このような背景から、ラオスの有機認証システムの構築、モデル農民グループの育成、有機農産物の市場への展開の強化を通じて、農村部の収入向上を図ることを目的に、ラオスの有機農業を振興する技術協力プロジェクトが要請された。当機構は、この要請を受け

て2013年9月から2016年9月までの3年間の予定で、技術協力プロジェクト「有機農業促進プロジェクト」（以下「本プロジェクト」）を開始し、現在長期専門家2名（以下「プロジェクトチーム」）を派遣したところである。

本プロジェクトは農業局をカウンターパート（以下「C/P」）とし、具体的には①国レベルで有機農業を促進していくための「国家有機農業開発戦略」の策定を通じて、有機農業促進のための戦略や実施方法、関係者間の業務分掌を明確化し、②有機農業栽培・圃場管理技術の研修・訓練を実施するクリーン農業開発センター（CADC）の能力を強化し、③有機農業認証機関として農業局規格課の能力強化を図ることを計画している。本プロジェクトは、これら3つの成果達成を通じて有機農業促進のための体制の強化を図り、以ってラオスにおける有機農業促進のための体制を機能させることを目標としている。

上記目標の達成に向けて、本プロジェクトではラオスの有機農業の現状と課題をレビューすることを計画しており、本業務従事者は、ラオスならびにビエンチャン特別市の有機農業にかかる政策面、制度面および生産面にかかるレビューを通じて課題を抽出し、現状分析を行った上で、今後の本プロジェクト実施の方向性を示すことが求められている。これらの内容は、今後チーフアドバイザーが中心となり「国家有機農業開発戦略」を策定していく上で活用する計画である。

なお、本業務従事者は、ローカルコンサルタントが先行して収集・取りまとめる基礎情報の分析に基づき有機農家の現状を確認するとともに、ローカルコンサルタントを活用しながら、本業務を遂行するために必要な調査を実施する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、ラオスにおける有機農業の現状と問題点を把握するために、主にビエンチャン特別市における有機農業の実態を詳細に調査し、その結果の分析を通じて同国の有機農業の課題を抽出する。具体的な業務は、本プロジェクトが別途契約する予定のローカルコンサルタントが行う基礎的な情報収集調査（2013年12月中旬開始予定）と並行して実施する。ローカルコンサルタントは、以下の事項について基礎情報の収集を行う予定である。

- ① ラオスならびにビエンチャン特別市を対象として、有機農業推進に関連するラオス政府の政策文書や計画、関連するドナー支援活動の概況整理。
- ② ビエンチャン特別市における18の有機野菜・果樹生産グループ（計316世帯）のうち最大9グループ、ならびに同市内の10の有機米生産グループ（計538世帯）のうち2～3グループ（グループ数ならびに世帯数はいずれも2012年現在）を対象とする有機農家の基礎情報収集調査（有機農産品、栽培面積、生産量、販売量、有機肥料・種子といった資材の入手経路や利用、生産グループとしての活動やその便益等）。
- ③ 上記②で収集した基礎情報の整理に基づき、より詳細な有機農業の営農や農業経営を把握するための事例調査の実施。
- ④ 農業局クリーン農業開発センター（CADC）、ならびにビエンチャン特別市内の農林事務所（特別市レベルならび同市下の郡レベルの事務所）における活動実態調査（農林事務所の役割、組織体系と機能、普及員の数・配置状況、TOT研修や農民への研修実施数、教材及びカリキュラムの有無・内容等）。

- ⑤ ビエンチャン特別市における有機農産品の販売実態調査（同市内タートルアン広場等での販売動向、マーケティング状況等）。
- ⑥ 上記内容のとりまとめと、プロジェクトが開催するワークショップ（1日間、2014年2月末実施を予定）での報告発表。

なお、ローカルコンサルタントは、インセプション・レポートを2013年12月下旬に、プログレス・レポートを2014年1月中旬に提出する予定であり、契約期間は2014年3月下旬までを計画している。

具体的な業務内容は以下のとおりです。

（1）国内準備期間（2014年1月中旬）

- ア ラオスの有機農業にかかる政府の開発方針・戦略（「農業開発戦略」、「第7次五か年計画」など）、本プロジェクトの詳細計画策定報告書等、同国の農業や有機農業にかかる関連資料の分析を通じて、ラオス全国ならびに本プロジェクトが事業対象地とするビエンチャン特別市における有機農業促進の発展経緯や動向、これに関係する政策の要点を整理する。
- イ 先行するローカルコンサルタントが提出する報告書（インセプション・レポートならびにプログレス・レポート）の内容をレビューし、ローカルコンサルタントが実施する調査の範囲と内容を把握するとともに、上記アの結果と合わせて現地派遣期間中に補足する事項・情報を整理し、下記（2）エにかかる事例調査の質問票（案）（英文）を作成する。なお、作成された質問票（案）を用いて実際に行うのはローカルコンサルタントであり、質問票（案）（英文）は、ローカルコンサルタントが適宜現地語に訳し、調査で活用することを想定している。
- ウ 現地派遣期間の業務計画と上記イで作成する質問票（案）（英文）を含むワーク・プランを作成し、JICA農村開発部に対して説明し、内容を確認する。

（2）現地派遣期間（2014年1月下旬～2014年3月上旬）

- ア 現地業務開始時に、ワーク・プラン（英文）をプロジェクトチーム、JICAラオス事務所に提出し、業務内容の確認を行う。
- イ 農業局の規格課及びCADC、ビエンチャン特別市の農林事務所及び同特別市下の郡レベル農林事務所等、有機農業に関わる各種行政組織について、有機農業の推進にかかる方針、具体的事業、予算、事業計画等の確認を通じて、これら関係機関における有機農業推進に係る具体的な活動の現状や計画を把握し、ビエンチャン特別市において有機農業を推進していく行政の体制を整理する。
- ウ ビエンチャン特別市における有機農業に係る普及活動について、その具体的活動状況（有機農家への訪問頻度、普及手法、マニュアルの活用状況、有機農家が有する営農・販売上の問題の内容とその対処等）の現状と問題点を明らかにする。
- エ ビエンチャン特別市の有機農業に従事する農家の農業経営について、有機農業導入による効果を測定するという観点から、ローカルコンサルタントを活用して有機農家の事例調査を行う。事例調査の対象農家の抽出は、ローカルコンサルタントが有機農家を対象に収集する基礎情報を活用して行う。その際、有機農家の農地面積、このうち有機農産物を栽培する面積、有機農産物の種類・品目数、出荷・販売量等の大小や、

市場からの距離の長短等を総合的に検討した上で、有機農業の専業や多角化の度合いや経営規模に応じて有機農家を分類し、これらの分類に対応する有機農家の詳細事例が収集できるよう対象農家を抽出する。事例調査は抽出した有機農家を対象に実施し、その内容は、営農状況、販売先、経営収支といった有機農業の経営を詳細に把握するものとする。調査する世帯数は、野菜・果樹生産グループで計50世帯、米生産グループ計20世帯を目途とする。

- オ 上記エの分析結果等を踏まえて、有機野菜・果樹生産グループ、有機米生産グループ双方について、有機農業の全体像を整理する。
- カ ビエンチャン特別市における有機農業の販売・流通状況（市場における販売品目、入荷元・入荷量、販売量、販売価格等、売れ残りの処分方法（一般市場等への転売、消費、廃棄等）、流通方法や流通における仲介業者・人の存在有無や取引方法の概要等）の実情を把握し、有機農産品の国内外の需要動向を踏まえて、有機農産品の市場の現状と問題点を明らかにする。
- キ 上記ア～カの結果を踏まえ、有機農業の生産とマーケティングの両方向から、政策面、制度面、生産面にかかる課題を抽出する。
- ク プロジェクトが実施するワークショップ（1日間、2014年2月末実施を予定）において、上記キで抽出された課題を提示するとともに、改善点、今後の展望・方向性について、関係者間の議論が促進するよう支援を行う。
- ケ 現在のPDMの指標のうち、関連部分の未定数値の設定について本業務で収集・分析した情報を検討し、数値（案）とその根拠を提示する。
- コ 現地派遣期間中の調査結果に基づき、ラオス有機農業の現状と課題、ならびにこれらに対応する上での提言を含めた現地業務結果報告書（英文）を作成し、プロジェクトチームと協議するとともに、同協議を踏まえて同報告書内容をC/P機関およびJICAラオス事務所に対し提出し、報告する。

（3）帰国後整理期間（2014年3月中旬）

専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA農村開発部に提出し、報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

- （1）ワーク・プラン（英文4部：JICA農村開発部、JICAラオス事務所、プロジェクトチーム、C/P機関）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的な内容（案）などを記載。

- （2）現地業務結果報告書（英文4部：JICA農村開発部、JICAラオス事務所、プロジェクトチーム、C/P機関）

記載項目は以下のとおり。

- ① 業務の具体的内容
- ② 業務の達成状況

(3) 専門家業務完了報告書（和文3部）

記載項目は以下のとおり。

- ① 業務の具体的内容
- ② 業務の達成状況
- ③ 業務実施上遭遇した課題とその対処
- ④ プロジェクト実施上での残された課題
- ⑤ その他

ワークショップ資料（担当内容）及び現地派遣期間中に行った調査の取りまとめ内容を参考資料として添付すること。

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒タイ／ベトナム⇒ラオス（ビエンチャン）⇒タイ／ベトナム⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2014年1月24日～3月9日を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています）。

- ・ チーフアドバイザー／有機農業（長期派遣専門家）
- ・ 業務調整／研修（長期派遣専門家）

③ 便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舍手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）

エ) 通訳備上

なし（ローカルコンサルタントを活用可能（英語－ラーオ語の通訳））

- オ) 現地日程のアレンジ
プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
農林省内プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供(ネット環境完備)

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイトで公開されています。
(<http://gwweb.jica.go.jp/>)
 - ・ ラオス人民民主共和国有機農業促進プロジェクト詳細計画策定調査報告書
- ② 本業務に関する以下の資料を、当機構農村開発部水田地帯第一課
(TEL: 03-5226-8453) にて配布します。
 - ・ ラオス国農業セクター情報収集・確認調査(日本語要約、英文ファイナルレポート)
 - ・ ラオス国「第7次五か年計画」
 - ・ ラオス国「農業開発戦略」(英文ドラフト・要旨)

(3) その他

業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上